

令和2年7月19日（日）

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第10回）・令和2年7月豪雨に関する緊急広域災害対策本部 における丸山知事発言（要旨）

1. 令和2年7月豪雨における県内の被災状況について

島根県においても、7月14日に1級河川の江の川が氾濫し、住家被害等が生じている。

人的被害は生じていないが、今回の被災地域、被災家屋は、2年前の平成30年7月豪雨で被災したところと同じ家、事業所が被災するという状況である。

50年に1回の水害と言われるものが、2年を待たずに発生している状況を踏まえ、治水対策の抜本的な強化が必要ではないかと考えている。

今後、全国知事会の力添えをいただきながら、国などへ訴えていきたい。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

感染症対策の実効性を担保するための法改正を求めていく、という考え方については、基本的に賛成の立場であるが、今、東京を中心に進んでいる感染の対処策として捉えるのは違うのではないかと。

その理由としては、法律の改正には、臨時国会を開催し、法案審議をし、場合によっては、人権の制限が加わる内容であれば、施行まで一定期間をおかなければならず、最低でも2、3か月という期間が必要であり、そういう意味で、「法改正」は、第3波に向けての対策としての準備、実現になるのではないかと考えている。

現在の感染拡大にどう対応していくのか、については、現行法制下での権限を最大限使っていくべきだと思っており、そういう意味で、今、権限を強化するためには、感染の進んだ地域に限定して、第1波のときの、最初と同じように、国に、必要な都道府県に対する緊急事態宣言を発出していただき、特措法第45条2項のような規制を、個別にきちんと使える状況を早く作らないと、現実問題として、ピンポイントの対策ができないのではないかと。

「法改正」は正しい方向であると思うが、今の、東京を中心とする感染拡大への対応には間に合わないものとして、現行の法制下では、やはり緊急事態宣言を活用して、過度に規制をかけてはいけなくても、緊急事態宣言下で、可能とされている権限を適切に使っていく、ということが大事ではないかと思っている。